附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法施行規則第二条第一項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（受験資格に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の認定を受けている講習において、キャリアコンサルタントとして必要な知識及び技能を修習中の者に係る講習の内容については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（登録の更新に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令第二条第一項の指定を受けている講習において、キャリアコンサルタントの登録の更新に必要な知識及び技能を修習中の者に係る講習の内容については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省経済産業省環境省令第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項、第四項、第五項及び第七項の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
環境大臣　中川　雅治

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（新規化学物質の製造等に係る届出） **第二条**　法第三条第一項の届出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。 一　次に掲げる事項を記載した様式第一の届出書を提出する方法 イ　新規化学物質の名称 ロ　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略） ハ　新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成 ニ　新規化学物質の用途 ホ　新規化学物質の製造又は輸入の開始後三年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量 ヘ　新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名 二　第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法 （外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出） **第三条**　［略］	（新規化学物質の製造等に係る届出） **第二条**　法第三条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。 ［新設］ 一　新規化学物質の名称 二　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略） 三　新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成 四　新規化学物質の用途 五　新規化学物質の製造又は輸入の開始後三年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量 六　新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名 ［新設］ （外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出） **第二条の二**　［略］